

消費者啓発セミナー



平成24年3月13日（火）

消費者啓発セミナーが東竹田公会堂で開催されました。これは、やすらぎ会が悪質商法を撃退しようと女性向けに津山市のやつこ座を招き、寸劇で啓発活動を行いました。鏡野町消費問題協議会会員3名も参加し、劇場型詐欺被害防止のため啓発チラシを配布しました。劇場型詐欺被害はますます巧妙になっています。見知らぬ会社から鉱物や宝くじ購入の権利があるなどといった封筒が届いたら、「申し込むだけでいい、お金はこちらで振り込むから」などという甘い言葉にだまされないように注意してください。心配なときは左記へご相談をお願いします。

お問い合わせ先

くらし安全課

岡山県消費生活センター

岡山県消費生活センター津山分室

電話(0868)54-2780

電話(086)226-0969

電話(0868)23-1247

山火事・野焼きにご注意を！

空気が乾燥し、強い季節風が吹く春先は、野焼きによる火災や山火事が発生しやすい時季です。次のことに注意し、火の取扱いに気を付けましょう。

《山火事を防ぐためのポイント》

- 枯れ草等のある場所では火災が起こりやすいため、たき火をしないこと。
- たばこは、指定された場所で喫煙し吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- 火遊びはしないこと。

※野焼きは禁止です。

《野焼きの例外》

- 管理者による河川敷の草焼き・道路側の草焼き
- 災害時の応急対策・火災予防訓練・凍霜害防止のための稲わら焼却
- とんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 焼き畑・畦の草及び下枝の焼却
- 落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地などで刈り取った草木等の焼却その他一過性の軽微な焼却

※例外として認められているものであっても、生活環境上支障を与え、苦情のある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となります。

※火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為については、最寄りの消防署に届出をして下さい。

万が一火災が発生した場合は、火の回りが予想以上に早く、煙に巻かれてしまうことがあります。無理して消そうとせず、安全な場所に避難するとともに、速やかに消防署に通報して下さい。

